

ます。それは国の許可が必要になる、ということです。国の許可を得るためには、動物実験に始まり、最終的に臨床試験で副作用の有無等の安全性を確認しなければなりません。このため、長い時間と多額の資金が必要になります。また、医工連携型のベンチャーの場合、医療サイドと工学サイドの要求や目標が異なることがあり、相互の理解と協力的なしには成り立ちません。

(4) 利益相反に関する Q&A

Q1 利益相反とはどのようなことですか？

A 大学の「知」を社会還元する上で重要な方策が産学官連携です。産学官連携を推進する職員等は「二足のわらじ」を履く状態になります。このとき、本来業務である大学における利益が連携相手の利益と対立、衝突することがあります。このような状態を利益相反と呼びます。

Q2 責務相反とは何ですか？

A 大学の職員が兼業活動で企業等の学外機関に職務遂行責任を負っていて、大学における本来の職務遂行責任と両立し得ない状態を「責務相反」と呼びます。例えば、外部活動へ時間配分を優先させるあまり、学生への教育や研究指導がおろそかになるといった状態を指します。

Q3 利益相反マネジメントの基本的な考え方を教えて下さい。

A 本学は以下に示す内容を利益相反マネジメントの基本的な考え方としています。

- 1) 岡山大学知的財産ポリシーで明示されているように、教職員の技術移転活動に対する貢献を奨励し、評価に反映するとともに、教職員は技術移転を積極的に推進することを責務の一つとしています。
- 2) 本学は技術移転活動等の産学官連携の推進を公正かつ効率的に行うために、役職員の利益相反が深刻な事態に陥らないよう適正にマネジメントを行い、解決のための対策を講じます。
- 3) 本学は利益相反マネジメントについて、企業等外部に対しても理解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解決を図ることにより、産学官連携を推進します。

[参考] 国立大学法人岡山大学利益相反マネジメントポリシー

Q4 利益相反はなぜ問題になるのですか？

A 大学本来の活動に対して、十分に職務を果たしていないのではないかという疑念を社会に抱かせる恐れがあるからです。このことは大学の社会的信頼を損ないかねず、ひいては大学が行う産学官連携活動の推進そのものが損なわれます。わが国では産学官連携活動が急激に拡大しつつあり、国立大学法人化や職員等の兼業規制の緩和により、職員等がコン

サルティング兼業で報酬を得ることも日常化しています。また、技術移転体制も整備され、職員等が自らの特許の実施料収入を得る事例が増加しています。

このように、職員等の活動が学内に留まらず、学外での活動が広範囲に行われるようになると、必然的に利益相反に陥る可能性が生じますので注意が必要です。そこで、大学としてはリスク管理の一環として、利益相反が深刻化することを未然に防止するとともに、社会への説明責任を果たす必要があります。

Q5 なぜ利益相反マネジメントを行うのですか？

A 大学の教職員が産学官連携を含む社会活動を行う場合、必然的に学外の企業や団体と経済的利害関係を持ち、活動に対する報酬などの利益を得ることになります。これらの活動は社会の貢献に寄与するものであり、その成果の一部を対価として得ることに何ら問題は生じません。

しかし、これらの活動により生み出される公共の利益よりも、関係する教職員の利益を優先させ、その結果として、当該教職員の活動が本来の業務である教育・研究の実施、さらには大学の中立性や信頼性に悪影響を与えた場合、利益相反による弊害が生じたとして、社会的な指摘を受けかねません。

このような行為によって産学官連携が停滞することなく、教職員が安心してこれに取り組むことができるよう、岡山大学では利益相反マネジメントを行っています。

Q6 どのような人が利益相反マネジメントの対象になりますか？

A 現在本学では次のとおり対象者を指定しています。

- ①役員等（常勤役員）、部局長、管理職員等
- ②企業との1件当たり100万円以上の契約に関する共同研究代表者
- ③企業との1件当たり100万円以上の契約に関する受託研究代表者
- ④大学発ベンチャー起業者
- ⑤企業の監査役
- ⑥企業から1件当たり100万円以上の寄付金を受けた者

Q7 どのような場合に利益相反マネジメントの対象になり得るのですか？

A 以下の7項目に示す状態は利益相反に陥りやすいため、利益相反マネジメントの対象になると考えられます。

- ①兼業活動
- ②職員等が自らの知的財産権を本学以外の第三者に承継、使用許諾する場合
- ③共同研究、受託研究に参加する場合
- ④外部から寄付金、設備あるいは物品等の供与を受ける場合
- ⑤上記①から④の相手方から、職員等が物品を購入する場合
- ⑥その他、研究活動に関し、外部から何らかの便益を供与されたり、供与されることが想定される場合
- ⑦産学官連携活動に学生が参加している場合

また、「国立大学法人岡山大学利益相反マネジメントポリシー」では、利益相反マネジメント基準を定めていますので、ご参照下さい。

[参考] 国立大学法人岡山大学利益相反マネジメントポリシー

Q8 利益相反自己申告書で届け出た内容に変更が生じたときは、利益相反マネジメント委員会へ届け出る必要がありますか？

A 再提出いただくことが必要です。例えば、未公開株の保有を増やす等の変更が生じる場合は、申請書を提出して下さい。

Q9 利益相反に関する学内体制はどうなっていますか？

A 以下の体制になっています。

1) 利益相反マネジメント委員会

利益相反マネジメントに関する重要事項を審議します。

委員長：副学長

委員：本学の利益相反マネジメントに直接または間接に携わる若干名の役職員及び利益相反アドバイザー

2) 利益相反アドバイザー

本学における利益相反マネジメント調整役として任命されています。必要に応じて、顧問弁護士等の専門家とも連絡を取ります。

(5) 安全保障輸出管理に関する Q&A

Q1 I教授はA国のB大学から留学生Cを受け入れている。I教授は安全保障輸出管理実務部署とも相談し、I教授の研究室で研究する範囲においては、安全保障輸出管理の問題は生じないと判断していた。受け入れから4か月が経過したころ、Cから同じ研究科のH教授の研究についても勉強したいとの相談を受けた。Cが知りたいと考えている技術について確認したところ、安全保障輸出管理の対象になっているようです。I教授は、Cはすでに日本にいるので安全保障輸出管理の規制は受けないと考えていますが、問題はないでしょうか？

A 安全保障輸出管理では国内にいる「非居住者」（外国籍または外国籍機関に所属する者、日本に入国後6か月を経過していない者）への提供も対象になります。Cは非居住者として扱われます。そのため、Cへの技術提供は海外機関への提供と同様、規制対象にならないか確認の必要があります。本事例はすでに受け入れている留学生の場合ですが、留学生を受け入れる場合にはあらかじめ、その留学生の研究分野や国籍、所属機関が「外国ユーザーリスト」に記載されていないかなどをチェックし、安全保障輸出管理の規制を受けないかどうかを確認することが推奨されます。

Q2 非ホワイト国であるX国の企業と伝送通信装置（無線）の超高速処理を可能とする材料及